

午前10時41分開会

○はやお委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせて進めさせていただきます。

お手元に本日の日程をお配りしております。請願審査1件、陳情審査2件、報告事項6件、その他ということになっておりますが、このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。すみません、7件。すみません、追加されましたので7件です。このように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、進めさせていただきます。

まず初めに1の請願審査から入ります。請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米地位協定」の見直しを求める請願書でございます。

お手元に請願書をお配りしておりますが、請願書の朗読は省略させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。では、紹介議員のほうから説明はどういたしましょうか。

それでは、紹介議員のほうの岩田委員より説明をいただきます。

○岩田委員 請願者の×××××さんからのメモを預かっておりますので、朗読させていただきます。

○はやお委員長 ちょっと休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時43分再開

○はやお委員長 それでは、再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 今の発言の部分を全部撤回いたしますので、よろしく申し上げます。

○はやお委員長 訂正します。

○岩田委員 訂正いたしますので。では、よろしいでしょうか。

○はやお委員長 はい。

○岩田委員 請願署名の代表として思いの一端を述べたいと思います。

終戦は、パラオの国民学校で迎えました。沖縄戦は経験していませんが、パラオでも住民たちはジャングルの中を逃げ惑い、飢えの中で乳飲み子やたくさんの人たちが亡くなるのを見てきました。引き上げた沖縄は焼け野原で食べ物もありませんでした。残った家族で山野を開墾し、大宜味村での生活が始まりました。結婚してコザ、現在の沖縄市に移りました。まだアメリカ占領下であった当時のコザは、まさに基地のまちでした。ジェット機やヘリの騒音、米兵の起こす事故や犯罪、これらの全てを身近に体験しながらの生活でした。特に、ベトナム戦争が激しくなると、精神的に追い詰められた米兵による暴力は頂点に達し、そんな中で起きたコザ暴動にも立ち会いました。本土復帰の先に基地のない平和な沖縄を望んできた沖縄の人たちの思いは、復帰後47年を経た今も実現しないままです。

16年前に沖縄料理を教えるために東京に出てきました。沖縄の基地問題が改めて焦点になる時期にも重なっていました。東京での生活は沖縄に思いを寄せるたくさんの人たち

との出会いでもありました。私にできることはやらなくてはいけない。そう考えるようになりました。

沖縄にいる弟が作家として文学を通じて発信を続けていることも励みになりました。80歳を超えた身ですが、沖縄に帰省のときは必ず辺野古ゲートを前に座り込みにも参加するようにしています。この時期、沖縄は慰霊に包まれます。パラオの遺族たちの会も毎年この時期に沖縄で開かれるため、本日参加できないことをお許しいただきたいと思います。

請願の趣旨は書面に示したとおりです。私の歩んだ人生を考えるとほんのささやかな内容です。千代田区議会議員の皆様のお力添えを心よりお願いいたします。

2019年6月27日、代読、岩田かずひと。

○はやお委員長 はい。

ほかに。

○木村委員 今回の請願書については、400名を超える署名が添付されています。やはりその背景には二度と戦争を起こしてはならないと。そういう熱い反戦の思いがやはりあることを委員の皆様にはまずお酌み取りいただければというふうに思います。

この請願書は、辺野古新基地工事の即時中止とその理由として3点述べています。

一つは、地方自治、民主主義の側面から、民意を尊重してほしいという思いからであります。二つ目には、軟弱地盤に象徴される、技術的あるいは財政的理由。そして三つ目が、自然へのはかり知れない影響と。この3点から辺野古基地工事の即時中止を求めています。

きょう4番目に、日米地位協定の抜本改定は喫緊の課題だということで、地位協定の見直しもあわせて国に働きかけてほしいという内容が盛り込まれてありますので、これについて若干コメントをさせていただきます。資料も準備させていただきました。

お配りした委員向けの資料では、3点準備をいたしました。

一つが、昨年7月27日、全国知事会、47都道府県の知事が全員一致で米軍基地負担に関する提言をまとめました。国にも提出されました。ここでも四つの項目のうち2番目に日米地位協定の抜本的見直し、このことを求めています。

そして二つ目の資料は、全国知事会として全員一致でこの提言がまとまった背景にあるものとして、やはり日米地位協定がNATO軍にあるほかのヨーロッパの国々と比べても余りにも主権がないがしろにされていると。その比較表をお示しいたしました。これは沖縄県が視察に行き、調査し、その結果をまとめた報告書の一部をコピーしてお示したものであります。

そして3枚目は、その5カ国比較表をより詳細にまとめたものであって、これも沖縄県がまとめたもののコピーでございます。

そして、簡単に5カ国比較表に基づいて、若干コメントをさせていただきます。

まず、国内法でありますけれども、日本だけが、在日米軍には国内法が適用されません。しかし、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスでは原則適用されると。例えば一例を挙げると航空法です。航空法では、最低飛行高度が住宅密集地は300メートル、それ以外は150メートルと定められていますが、米軍には適用されません。そのために60メートル以下という超低空飛行訓練がまかり通っていると。それが大変な公害をまき散らして

いると。その現実の背景には国内法が適用されない。この現実が背景にあります。

それから、この管理権、立入り権でありますけれども、日本だけが立入り権が明記されておられません。ドイツもイタリアもベルギーもイギリスも立入り権は保障されて、ドイツでは立ち入るためのパスが支給されており、ベルギーでも地方自治体の立入り権は確保されております。しかし、日本だけが立入り権が調査権がありません。最近では、普天間基地の周辺から有害物質が検出されました。川やあるいは湧き水から窒素化合物、有害物質が検出されました。そして、その周辺に住む住民の血中濃度を調べたら、全国平均の2.2倍から五十数倍と、大変な状況が明らかになりました。そして、その原因物質は近くの工場では使っていないと。米軍の消火剤に原因があると思われるしておりますけれども、残念ながら立入り権がなく保健所が調査することができないでいます。これも立入り権が明記されない日本の地位協定のこうした規定が背景にあるわけです。

そして、航空演習も日本では航空特例法が規制できず、ドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスではそれぞれの国の承認が訓練や演習については必要ですが、日本ではこの規制ができないでいるわけであります。ですから、例えば米軍は訓練機、例えばオスプレイの訓練なんかも、欠陥機と言われているわけだけれども、自由に国内を飛び回ることができるわけでございます。

以前も名護市の行政区内で墜落しましたけれども、それを調査することもできない。警察は規制線の枠に排除される。名護市長が行っても入れないという、そういう状況に置かれているわけです。

小池都知事がオスプレイが横田基地に配属されたことで、非常に危険なので飛行ルートを事前に教えてほしいということをや請いたしましたが、米軍からは全く何の報告もないと、そういう状況になっております。

最後は航空機事故でございます。基地外の事故でも、日本の警察は捜査権、証拠の差し押さえができないでいるわけであります。しかし、ドイツもイタリアも、そしてイギリスも、警察が現場を規制、捜査することができるというわけでございます。

公務中の米軍の事故あるいは事件の場合、これは民事の場合ですね。被害者は日本政府を相手に損害賠償を請求する。示談交渉を行うわけであります。そして、米軍が100%悪くても、日本の国民の税金で賠償額は25%負担し、75%は米軍が負担すると地位協定で定められています。しかし、今なお75%の損害賠償の負担を米軍は一度もしたことがないと、こういう状況でございます。

このように、日米地位協定があらゆる面で主権がなしがしろにされる。だからこそ全国知事会が一致して抜本見直しが必要だという結論に至ったのではないかというふうに考えるわけでございます。

その辺の現状を踏まえて、この問題は沖縄県の問題だけではないと。首都圏にも横田基地があり、現実に日米地位協定が大きな壁となり都民が安定した生活が脅かされている。安心できる生活が脅かされているという現状を踏まえれば、全て国民全体の問題だということ、ぜひ審査をいただければというふうに思います。

以上です。

○はやお委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、請願者の議員のほうからは以上でよろしいですか、説明等々は。はい。

一応そういうことなのですが、通常であると執行機関からの補足説明等々あるんですけども、今回、特に所管しているところはないということによろしいですかね。所管外ということで、企画総務にここについては付託されておりますので、それでは質疑に入らせていただきます。執行機関の補足説明等々もない、一応こういう状況ではございますが、一応紹介議員の方々から今ご説明がありました。ここにつきまして何か確認したいことがございましたら、ここで受けたいと思います。ない。いいです……

○桜井委員 何かないのかね。

○はやお委員長 ないんだよね。

桜井委員。

○桜井委員 この話は、国としてさまざまな議論をなされていることも承知をいたしております。で、いろんな意見があるということも承知をしている中で、非常に国も政府も沖縄の負担を軽くしようと、これはこの基地関係だけではなく、さまざまところでその負担を軽くするということについての努力をされているというようなご答弁があったかと思えます。

その中で、この普天間と辺野古の話というのは、今、紹介議員の方からご報告がありましたけれども、普天間基地を辺野古のほうに移設をするという中で、普天間基地については大変危険な要素があるということは前々から言われてきたわけですけども、まずはそこら辺のところを、今、紹介議員の方々から辺野古の移設の前に、この普天間基地の危険性についてどのように思っているのか、そこら辺のところをお聞かせいただけないでしょうか。

○木村委員 世界一危険な基地と言われているのが普天間基地であります。もともと普天間基地がどうしてできたのかというと、戦時国際法に違反して、それこそ銃剣とブルドーザーで、民有地、住民を収容所に送り込み、その間につくられた基地であって、これは明らかに戦時国際法に違反しての米軍基地なんですね。これは無条件撤去、無条件返還がこれが当たり前であって、代替基地を探さなければ移転しないということ自身、これはおこがましい要求なわけです。まず、そのことを1点指摘させていただきたいというふうに思っています。

それからもう一つは、先ほど言った航空法の特例で飛行訓練を行い、小学校や保育園や病院の上空も平然と飛行しています。普天間第二小学校の上空を飛んだときに窓枠が落ちて子どもたちが大変怖い目に遭ったというふうに言われております。そのときに、米軍はヘリの飛行を抑制したかということ、そうじゃないんです。できる限り上空は飛ばないことにするという約束はしたけれども、一向に実行されず、結局ヘリコプターや戦闘機が通ると子どもたちが避難をする。そういう上空を通ると避難をする。体育の授業を受けていた子どもたちが避難をする。実に7カ月間で706回避難をしたと、授業中に校舎に戻れということで避難する、と。防衛施設庁がシェルターを二つつくって、それで来た場合にはシェルターに潜り込んで命を守る。これが、今、この21世紀のこの世の中で今行われているわけです。ですから、運用停止、普天間基地がそれだけ危険なわけですから、無条件返還、これこそ当然のことであって、それを当たり前のように次の基地ができるまで当たり前のように運用し、そして上空をヘリが通ったら子どもたちが避難をすると、シェルターに逃げ込むと、これこそ異常な状況じゃないかというふうに思っております。

○はやお委員長 はい。ほかにございますか。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。

そうなりますと、本日は請願者の議員がここに3名いまして、それ以外となりますとこの取り扱いということになってしまうんですけども、どのように取り扱いさせていただいたらよろしいでしょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）継続。はい。

それでは、もう先ほども何度も言いましたように、執行機関のほうも特に担当の所管もございませんし、ここにつきましては丁寧にやるために――はい。木村委員、どうぞ。

○木村委員 確かに、今、桜井委員が言われたように、地位協定だとか在日米軍基地に対しての見方というか、意見、これは分かれることはあり得ると思うんですね。ただ、実際問題、国政選挙や知事選挙や、あるいは県民投票で辺野古の基地建設については繰り返しオール沖縄の声が示されているわけです。ですから、せめて玉城知事がこの間の平和宣言で述べたように、話し合ってほしいと。沖縄県と対話してほしいと。やはりこの1点で、やっぱり地方自治、民主主義の問題として、国に対して沖縄県にきちんと話し合ってほしいというような形で、一致点でまとめられるようなふうになればいいんじゃないかというふうには思うんですけどね。ちょっとその辺も含めて諮っていただければと思います。

○はやお委員長 小枝委員。

○小枝委員 取り扱いについてということですので申し述べさせていただきますけれども、継続という声があったわけですけども、丁寧に扱うというのは非常に重要なことだと思いますが、ただ、これはやっぱり一番私たちが今考えなきゃいけないことというのは、先ほど署名代表の方のお話もありましたけれども、今ここに東京千代田区に住んでいる私たちが、この沖縄の問題をどう我が事として捉えて判断するかという、こういうアクションがなければ考えない私たちにも問題があるわけですけども、これを沖縄の文章なんかを読みますと、日本人の心からすると、富士五湖に土砂を投入されるような心理状況なんだと。非常に沖縄県民にとって一番いい選択なのだというふうに政府は言うけれども、沖縄県民がそれを決めるということで、県民投票をやり、座り込みまであって、それで県議会の方も一生懸命動かれて県民投票をやった結果、これだけの結果が出たという、その地方自治の問題としても、県民の意思をどう我々が理解するかという意味でも、全部100%一致しなくても、どこか一致点を見出して何らかの結論を導いていくというための継続ということであれば非常に意味があるというふうに思いますので、ぜひそういう方向でお願いしたい。（「そういう意味」と呼ぶ者あり）

○はやお委員長 はい。これ、非常にナイーブ、またそして重要なことだと思っております。いろいろそれぞれのお考えもある中で、もう少しちょっと時間をいただきまして、そして取り扱いということに関しましては、請願者を除いての対応となるということをご理解いただいて、まあ、わかった上で、今、小枝委員のほうもおっしゃっていると思いますが、今回においてはその辺を含めまして継続ということを取り扱わせていただいでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。それでは、請願31-2、辺野古新基地工事の即時中止と「日米

地位協定」見直しを求める請願書につきましては、継続審査の取り扱いといたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○はやお委員長 はい。